

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	静川	令和4年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	88.9 ha
②地区内の農業振興地域の農地面積	77.4 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46.8 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	23.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
⑤地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	12 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・アンケートに回答した8割の農家が「後継者がいない」と回答しており、深刻な後継者不足となっている。・アンケートに回答した約半数の農家が離農や規模縮小したいと回答しておりこれらの農地を円滑に中心経営体に集積する必要がある。・イノシシ、シカ等による獣害で意欲が低下しており、離農や耕作放棄の増加が懸念される。
--

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・地区の農地利用については、引き受け意向のある中心経営体へ優先して集約し、団地化する事を基本とする・受入れきれない農地は、他地区の担い手や法人、新規就農者の受け入れを促進する事で対応していく。・農地を担い手に貸借する際は農地中間管理事業を活用する。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手が貸し替えを進めることができるように、機構を通じた賃貸借契約を進める。

○ほ場整備の検討

新規就農者や法人が参入しやすいよう、ほ場整備について近隣地区と検討する。

○鳥獣被害防止対策への取組方針

被害防止施設(ワイヤーメッシュ柵)を年次計画で設置する。